

# 補聴器購入費助成金交付のご案内

菊川市では、高齢者の生きがいづくり及び社会参加の促進を支援することで認知症予防につなげることを目的に、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度又は中等度の難聴を持つ高齢者を対象に、補聴器購入費の助成を行います。

## 対象者

令和8年(2026年)  
6月1日から受付が始まります!



次のすべてに該当し、  
申請時点の属する年度に満65歳以上に達する人

- 菊川市の住民基本台帳に記録されている
- 本人及び世帯員が市民税非課税
- 本人及び世帯員が市税等を滞納していない
- 聴覚障害にかかる身体障害者手帳の交付を受けていない
- 両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満（※要検査）
- 購入後の補聴器調整の確認や利用状況の調査等に協力できる
- 過去に当事業の助成を受けていない

## 助成対象となるもの

管理医療機器認定を取得した「補聴器本体」のみ

※電池やイヤモールド等の附属品、集音器、受診にかかる費用等は対象外です

## 助成額

上限3万円（補聴器購入費の2分の1以内） ※100円未満は切り捨て

### 問い合わせ先

菊川市半済1865 プラザけやき（菊川市総合保健福祉センター）内  
長寿介護課 高齢者福祉係 0537-37-1254

申請までの流れについては裏面をご確認ください

# 申請までの流れ

令和8年5月7日（木）～

## 申請書類の準備期間

①

「高齢者補聴器購入費助成金交付申請書」と「アンケート調査票」を入手

※長寿介護課の窓口または市ホームページから入手してください。



耳鼻咽喉科を受診し、医師の証明をもらう

②

※入手した①の申請書を持参して受診してください。

聴力レベルが30dB以上70dB未満で補聴器の使用が必要と認められた場合は

①の申請書に医師の証明をもらってください。

※受診料及び証明書作成料は助成対象ではありません。

補聴器販売店等で補聴器の見積書を作成してもらう

③

※購入したい補聴器の見積書を作成してもらってください。

※電池やイヤモールド等の付属品、集音器は助成対象外です。

令和8年6月1日（月）～

## 受付開始 ※先着50人

④

長寿介護課に「高齢者補聴器購入費助成金交付申請書（医師の証明記入済み）」、「補聴器見積書」、「アンケート調査票」を提出

※審査及び決定通知送付までに1週間程度期間を要します。



補聴器購入

⑤

※長寿介護課から「高齢者補聴器購入費助成金交付決定通知書」が届いたら、速やかに、見積書を作成した補聴器販売店等にて見積書と同じ補聴器を購入してください。

※「高齢者補聴器購入費助成金交付決定通知書」が届く前に購入した補聴器は助成対象外となります。

⑥

「高齢者補聴器購入助成金請求書」、「領収書」、「通帳等の写し」を長寿介護課に提出